令和８年２月５日時点

申請の前に…災害救助法の応急修理制度はご利用済みですか？

令和６年能登半島地震に伴う

住まいの復旧支援事業制度について

○制度概要

対象世帯	市が発行するり災証明により「準半壊」「一部損壊」と判定された世帯
対象工事	以下の全てを満たす工事 ○住宅の屋根や壁、床、ドア等の開口部、上下水道配管等、日常生活に必要不可欠な部分の原状回復修繕工事 ○費用の合計が５０万円以上 ○工事、支払いまで完了しているもの
補助の限度額 （１世帯当たり）	補助率：対象となる工事費の２０％（５分の１） 限度額：最大３０万円

※住宅である建物本体が対象であり、外構（土間、擁壁、ブロック塀等）、家具、家電製品は対象外

※工事費から災害救助法による住宅の応急修理制度の限度額を除いた額が補助対象

○補助金額算出例

	①全体工事費	②対象工事費	③応急修理制度限度額	④補助対象工事費（②－③）	⑤補助金額（④の 20%）※1000 円未満切捨て
準半壊	700,000	500,000	343,000	157,000	31,000
準半壊	1,843,000	1,843,000	343,000	1,500,000	300,000(上限)
一部損壊	500,000	500,000	0	500,000	100,000
一部損壊	1,500,000	1,500,000	0	1,500,000	300,000(上限)

※④の額が 150 万円の場合に補助金の限度額になります。

○申請について

申請窓口：総合支援窓口（パトリア４階　多目的ホール）

申請期限：令和９年３月３１日（令和６年１月１日遡及適用）

※申請期限が延長されました

〈問合せ〉０５７０-２００-４９１（被災者支援制度コールセンター）

裏面もお読みください

申請に必要なもの

【申請の前に】

Ｑ１．災害救助法の応急修理制度はご利用されましたか

Ｑ２．り災証明書はお手元にございますか

Ｑ３．修理工事の領収書はお手元にございますか

Ｑ４．工事費用は５０万円を超えていますか

【申請に必要なもの】

- 修理業者さんへの支払いの領収書（写し）
- 見積書等の工事明細、工事前工事後写真など修理工事の内容が分かる書類（印刷物をご用意ください）
- り災証明書（写し）

【請求に必要なもの】

- 七尾市住まいの復旧支援事業補助金交付決定兼確定通知書の写し
- 振込先の通帳など、口座が確認できるもの

※申請書の様式は総合支援窓口にありますので、事前に用意していただく必要はありません

〈申請先〉パトリア４階　総合支援窓口

〈問合せ〉被災者支援制度コールセンター　☎　０５７０-２００-４９１